市川市役所第１庁舎及び行徳支所内での弁当等販売事業者募集要項

令和8年11月2日

1　目 的

来庁者及び市職員等の利便性の確保及び健康的な食の提供を行うため、弁当等を販売する事業者を募集するものです。

2　出店期間　令和9年1月12日（火）から令和9年3月31日（水）

3　出店場所　①市川市役所第1庁舎7階キッチン及び休憩スペース　1区画あたり**10㎡程度**
②行徳支所1階　スペース　1区画あたり**4.5㎡程度**

4　出店数　①市川市役所第1庁舎7階キッチン及び休憩スペース　**一日3事業者程度**
②行徳支所1階　スペース　**一日2事業者程度**

5　販 売 日　土、日、祝日を除く月曜日から金曜日の中で、1事業者あたり週1,2回の販売を想定していますが、応募状況に応じ、日程を調整させていただきます。
また、**市事業等の実施に伴い**、販売ができない場合等があります。
その場合においても使用料の返金は致しません。

6　販売時間　（第1庁舎）　11時30分から16時00分まで
（行徳支所）11時00分から16時00分まで
※販売開始時間から2時間は必ず販売を行ってください。
※販売開始の５分前には販売準備を完了してください。
※17時までには完全撤収をお願いいたします。

7　使 用 料　（第1庁舎）　1区画　1回の出店あたり**450円程度**
（行徳支所）1区画　1回の出店あたり**105円程度**
※詳細は、「12 弁当等販売事業者の決定等」を参照

8　販売商品　弁当等を販売すること。おにぎり、パン、惣菜などの単品販売も可とします。
生野菜を使用した弁当は原則不可とします。（詳細は別紙注意事項参照）

9　容器回収　弁当等の空き容器及び割り箸や残菜等のごみは、販売場所にごみ回収ボックス等を設置し、原則、販売したその日中に回収してください。

10　応募資格要件

次の要件をすべて満たす、法人又は個人に限り応募することができます。

（1）ア）またはイ）いずれかに該当するメニュー提供が可能であること

ア）健康に配慮したメニュー（下記①、②または③のいずれかの条件を満たすもの）

①野菜をたっぷり使用したメニュー

（目安：1食分で野菜120ｇ以上（生の状態で計量））

②適塩であるメニュー（目安：1食分の食塩相当量が3.0ｇ以下）

③低カロリーなメニュー（目安：1食分のエネルギーが500～600キロカロリー程度）

イ）地元野菜などを利用した地産地消メニュー（千葉県産を含む）

（2）応募申込み時に弁当等の製造、販売等の実績がある者で、
原則、市内に本社又は支店・営業所（営業店舗を含む。）を有する者とする。

（3）市川市税等、税金の滞納がないこと。

（4）弁当等の販売にあたり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。

（5）風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律の対象となる営業を行う事業者でないこと。

（6）市川市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団等でないこと。

（7）食品衛生法及び、HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理を遵守すること。

（8）食品衛生に関して、保健所の指導・助言に従った適切な運営管理をすること。

11　応募方法及び受付期限

（1）応募方法

下記のいずれかにより申込みしてください。

①　オンライン申込み（右記2次元コードより申込み）

【受付期限】令和8年11月30日（月）17時まで

申込みフォーム

②　郵送申込み

必要書類を下記の送付先に送付してください。

【受付期限】令和8年11月30日（月）必着

【送付先】〒272-8501　市川市八幡１丁目１番１号　市川市企画部健康都市推進課宛

③　持参申込み

必要書類を下記の提出先に持参してください。

【受付期限】令和8年11月30日（月）17時　厳守

土、日、祝日を除く　８時45分～17時

【提出先】　市川市企画部健康都市推進課（市川市八幡１丁目１番１号 第１庁舎4階）

（2）必要書類

①弁当等販売申請書(郵送・持参の方のみ)

②弁当等販売企画書

③直近の法人市民税証明書（法人）または市県民税納税証明書の写し（個人）
（市川市外の事業者等にあってはその所在地の自治体の証明書）

④食品衛生法に基づく店舗の営業許可書の写し

※令和３年６月１日食品衛生法改正のため、販売内容により必要な営業許可書が異なります。
必要な許可については、事前に保健所にご確認のうえ、提出をお願いします。

販売内容	旧法（令和3年6月1日以前）	新法（令和3年6月1日以降）
お弁当	飲食店営業	飲食店営業またはそうざい製造業
惣菜	そうざい製造業	飲食店営業またはそうざい製造業
菓子パン	菓子製造業	飲食店営業または菓子製造業
調理パン	飲食店営業	飲食店営業または菓子製造業
おにぎり	飲食店営業	飲食店営業またはそうざい製造業
麺類	飲食店営業	飲食店営業またはそうざい製造業
スープ類	そうざい製造業	飲食店営業またはそうざい製造業

12 弁当等販売事業者の決定等

（1）応募書類の審査

提出された応募書類の審査を行い、条件を満たしている者を弁当等販売事業者とします。

弁当等販売事業者の決定に際しては、健康に配慮した献立、地産食材の活用、環境に配慮した取組（弁当容器の紙製品の使用など）、食品ロスへの取組など、事業者独自のアピールできる事項がある事業者を優先します。なお、次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。

①応募資格要件を満たさない者によるもの

②指定の日時までに提出がなかったもの

③記載内容に不備があるもの

（2）弁当等販売事業者の決定及び公表

弁当等販売事業者の決定は、事業者ごとに販売日程等の調整を行い、結果をお知らせします。

（3）行政財産使用許可申請書の提出及び使用料の支払い

販売日程決定後、行政財産使用許可申請書をご提出ください。

行政財産使用許可書が交付されましたら、指定期日までに使用料をお支払いください。

使用料は、販売期間分を一括で支払っていただきます。

支払後は、事業者側の都合等による販売日のキャンセルが生じても返金はできません。

納付後は領収証書の写しを各納付期限までに健康都市推進課へメールにて送付、又は郵送、持参にてご提出ください。

（4）厚生労働省の「食品衛生申請等システム」での営業届の申請

販売場所について「市川市八幡1-1-1」あるいは「市川市末広1-1-31」を追加し、追加した旨が分かるパソコン等の画面の写しを提出してください。

13　弁当等販売事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は弁当販売事業者としての決定を取消すとともに、取消しによって事業者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わないものとします。

（1）正当な理由なく指定する期日までに手続きに応じない等、市の指示に従わなかった場合
（2）募集要項に違反した場合
（3）食中毒等の発生により弁当販売事業者が営業停止等の行政処分を受けた場合
（4）その他本事業の事業者として不適当と認められる場合

14 その他

（1）弁当等は、各店舗等であらかじめ作ってきたものに限ります。第1庁舎及び行徳支所内で調理や盛り付けや弁当等を温めての提供は調理行為にあたるため、不可とします。第1庁舎7階の売り場に購買者用の電子レンジを設置しています。（行徳支所には電子レンジはありません）
（2）弁当等は、営業許可のある事業者自らが販売するものに限ります。
（3）食品については、包装し、適正な表示を貼付した物のみを販売してください。
（4）食品衛生法に基づく必要な許可・届出や食品表示法に基づく表示については、事前に保健所等へ問い合わせの上、各自で必要な手続きや確認を行ってください。
（5）販売時間中は販売員が常駐するとともに、販売に伴う金銭の授受等については、各事業者で対応してください。
（6）弁当の搬出入時は、第1庁舎地下駐車場、行徳支所駐車場を利用することができます。ただし、駐車場所を確保するものではないので、混雑時などは各事業者の負担で近隣のコインパーキング等を利用してください。
※行徳支所では、搬入時以外は臨時駐車場へ駐車をお願いします。
（7）販売する弁当に関するトラブルについて、市では一切の責任を負いません。
（8）販売事業者、販売メニュー周知を行いますので、ご協力をお願いします。
（9）販売から得られる収益は、事業者の収入となります。
（10）市から弁当等販売に関して調査を依頼された場合には、これに応じてください。
（11）共有物は適正に管理してください。
（12）従業員の体調管理を徹底してください。
（13）本募集要項に定めのない事項については、必要に応じて市が決定することとします。
（14）応募事業者が想定より集まらない場合、追加募集を行う場合があります。
（15）設営、片付け（パーテーションの移動やふき掃除など）は事業者が行ってください。
（16）行徳支所での販売において、市事業等の実施により販売場所が変更になる場合があります。

（17）行徳支所内に飲食のできるスペースはありますが、市事業等の実施に伴い、使用できない場合があります。

（18）その他、可能な限り市事業にご協力をお願いいたします。

15　問い合わせ先

市川市企画部健康都市推進課（市川市役所第1庁舎 4 階）
電話：047（712）8642（直通）　FAX：047（712）8643
メール：healthycity@city.ichikawa.lg.jp